

広島県水道広域連合企業団議会傍聴規則をここに公布する。

令和5年1月31日

広島県水道広域連合企業団議会議長 安 井 裕 典

広島県水道広域連合企業団議会傍聴規則第2号

広島県水道広域連合企業団議会傍聴規則

(この規則の目的)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第130条第3項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席、報道機関席及び関係者席に分ける。

(傍聴人の定員)

第3条 一般席の定員は、15人とする。

(傍聴券の所持)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴券を所持しなければならない。

(傍聴券の種類)

第5条 傍聴券は、一般傍聴券、報道機関傍聴券及び関係者傍聴券とする。

2 前項の規定による傍聴券の発行数は、議長が決める。

(傍聴券の交付)

第6条 一般傍聴券は、会議の当日議会事務局所定の場所において、先着順により交付する。

2 報道機関傍聴券は、報道関係者から申込があった場合において、その者に対して予め交付する。

3 関係者傍聴券は、広島県水道広域連合企業団（以下「企業団」という。）を組織する構成団体の議員及び職員並びに企業団の職員並びにその他議長が特に必要があると認める者から申込があった場合において、その者に対して予め交付する。

4 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り傍聴することができる。

(傍聴券への記入)

第7条 一般傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に住所及び氏名を記入しなければならない。

2 報道機関傍聴券及び関係者傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に機関名及び氏名を記入しなければならない。

(傍聴人の入場)

第8条 傍聴人が入場しようとするときは、指定の入口で傍聴券を係員に示し、その指示に従わなければならない。

(傍聴券の提示)

第9条 傍聴人は係員から要求を受けたときは、傍聴券を提示しなければならない。

(議場への入場禁止)

第10条 傍聴人は、議場へ入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 威圧的な服装をしている者
- (4) その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

2 議長は、必要と認めたときは、傍聴人に対し、係員をして前項第1号に規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

(傍聴人の守るべき事項)

第12条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 大声を発する等騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威行為をしないこと。
- (4) 帽子、コート、マフラーの類を着用しないこと。ただし、病気その他正当な理由がある場合は、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れないこと。
- (7) 不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (8) その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、動画等の撮影及び録音等の許可)

第13条 傍聴人は、傍聴席において写真、動画等を撮影し、又は録音等をする場合は、あらかじめ議長の許可を得なければならない。

(係員の指示)

第14条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第15条 傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

2 前項の規定により退場を命ぜられた者は、当日再び傍聴席に入ることができない。

(その他)

第16条 この規則に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規則は、令和５年１月31日から施行する。